

間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

北海道森林組合連合会
制定 令和 7 年 1 月 28 日

政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

また、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）に基づく平成 29 年 3 月 14 日経済産業省告示第 35 号第 6 条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、それぞれの再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められているところである。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に發揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材等の積極的な利用が必要となっている。

このような状況を踏まえ、北海道森林組合連合会（以下「道森連」という。）は、コピー用紙の原料としての間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者が、これらについて間伐材由来であることの確認を取り組むこと、あわせて再エネ特措法に基づく FIT・FIP 制度に対する消費者の信頼を得るとともに、発電利用に供する木質バイオマスが円滑に、かつ秩序をもって供給されることに資するよう、供給者が間伐材等由來の木質バイオマス、一般木質バイオマスの証明に取組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和 4 年度以降の FIT・FIP 認定案件（1,000kW 以上）については、ライフサイクル GHG の基準が適用されたところ、発電事業者による GHG の算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及の促進）

- 道森連は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及の推進に努めるものとする。

(再エネ特措法に基づく F I T ・ F I P 制度に関する取組み)

2 道森連は、発電利用に供される木質バイオマスの安定供給と、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらの利用の推進に努めるものとする。

(証明のための事業者の認定)

3 林野庁が策定、公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に即して、「間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、道森連の会員事業者等の認定を行い、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給と間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

(情報の公開)

4 道森連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。